

## 令和元年度香川働き方改革推進会議議事録

令和元年 10 月 30 日（水）13:00～13:50

高松商工会議所会館 2 階 大ホール

### <森脇監理官>

それでは、ただいまから、令和元年度香川働き方改革推進会議を開催いたします。私は、本会議の司会を務めさせていただき香川労働局雇用環境・均等室で監理官をしております森脇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、開会に当たり、香川労働局長、本間からご挨拶申し上げます。

### <本間局長>

香川労働局長の本間でございます。日頃から監督署とハローワークの運営に関し皆様には大変お世話になっており、ありがとうございます。働き方改革関連法が段階的に始まっている中で、県下で働く皆様が、健康を確保しつつ、多様で、柔軟な働き方を選択できるよう、また、企業の生産性向上や人材の確保・育成・定着等の取組の促進が大事であり、特に中小企業、小規模事業者に対する支援が重要となっております。本日は、労使団体、関係機関団体、自治体等のトップの皆様にお集まりいただき、大所高所からご意見等を賜り、情報共有や、行動宣言を決めさせていただきたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### <森脇監理官>

続いて、出席者のご紹介ですが、本来であれば、お一人ずつご紹介させていただきたくところですが、時間の都合上、配布しております出席者名簿及び座席表のご確認をもってご紹介に代えさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきますが、当推進会議幹事会におきまして提案させていただいておりましたとおり、香川労働局長が進行をさせていただくということで、よろしいでしょうか。

### <参加者>

異議なし

### <森脇監理官>

それでは、ただいまから進行は香川労働局長が行います。

#### <香川労働局長>

よろしいでしょうか。それでは、僭越ながら、私が進行をつとめさせていただきます。はじめに、議題（１）「平成 30 年度推進会議以降の各構成員団体の取組について」構成員の皆様からご発表いただきたいと存じます。

#### <連合香川>

連合香川の会長をしております森と申します。

特に、昨年以降、働き方改革を、現場のそれぞれの労働組合、職場のほうにきちんと知らせていく、周知をし、理解をし、実践をしていく、こういったことを中心に、学習会、さらには春季生活闘争、春の取組の中でも、労使でそういったことを確認していくという取組をやっております。

特に 2 番目にございます、Action 36（さんじゅうろく）ということで、これは連合本部のほうで、昨年 11 月に、3 月 6 日、いわゆる 36（さぶろく）協定の日ということで、日本記念日協会に登録をしております。そういったことで各地方でもですね、各県でも、全国キャンペーンを張るということで、香川の場合は 3 月 6 日、早朝の駅等、県下 6 か所での、街頭行動、訴えながらチラシを配るという取組をしておりますし、夕刻には、春季生活闘争の決起集会で約千人集まりますけど、その際にも 36 協定、3 月 6 日の周知を、集会の終了後は商店街をウォーキングして訴えるという取組をさせていただいております。特に、最近では、マスコミをよく連合香川としては利用して、いわゆる労働相談ですね、連合岡山と山陽放送に 4 月から 6 月にかけて、1 日に 5、6 回ほどスポットの CM を流したりもしておりますし、FM 香川のほうはですね、全国一斉労働相談ホットラインという取組もございまして、2 月、6 月、12 月とございしますが、2 月から FM 香川のほうに、収録ですが、私とかもアナウンサーの方とやり取りをしながら労働相談を訴える、さらには 36 協定、長時間労働の解消、こういった取組についてもご紹介するというのをやってきまして、ここにも掲載しておりますが、相談件数が急増ということですが、9 月末で 1 年間を比べてみますと、昨年が 130 件、今年が 258 件、約倍増ということにもなっております。いろいろとパワハラ等もございしますが、やはり長時間労働、超勤しても、残業しても、手当として支給されないとか様々な問題が寄せられております。

最後に、公正取引の関係ですけど、ここには記載しておりませんが、連合と

しては香川では初めてですが、公正取引委員会の四国支局に、6月26日に要請行動ということで、いわゆる中小の現場での様々な取引の問題等のアンケート調査をしておりましたのでそういったこともお知らせをし、今後、情報交換をやりたいという、要請をさせていただいております。以上です。

#### <香川県経営者協会>

香川県経営者協会では、昨年に引き続き、香川労働局から「令和元年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」を受託しました。取組方針としては、働き方改革全般に関する課題や悩みごとに対応するため、経営者協会内に「香川働き方改革推進支援センター」を開設し、センターの周知や利用勧奨を行うとともに、中小企業等からの問い合わせ対応や、相談会への社会保険労務士等の専門家派遣などについて、商工会議所や社会保険労務士会などと連携して、取り組んでいます。

具体的な、支援センターの9月末時点での取組実績としましては、4月に「香川働き方改革推進支援センター」を開設後、協会ホームページに支援センターの専用のホームページを設定するほか、ちらしやポスターを作成し、事業PRを行っています。商工会議所、よろず支援拠点並びに各企業に対して、107件のセミナー等の企画提案を行っています。

そして、商工会議所やよろず支援拠点などから212回の相談会実施の申込みを受けているところです。

また、様々な団体や企業からのセミナーの要望に応じて、専門家派遣を行っており、実施済みのものを含めて58回の派遣依頼があります。

なお、専門家の相談会や企業への派遣については、社会保険労務士会へ依頼をし、ご協力いただいております。

さらに、経営者協会自体での取組としまして、会員に対する毎月発行の協会会報やホームページへの働き方改革に関する法整備等の周知を行っておりますし、企業の働き方改革実現に役立てるため、弁護士を招聘しての数回にわたる労働法ビジネスセミナーなどを実施しています。

経営者協会としましては、今後も引き続き、さまざまな関係機関と連携を図りながら、相談会の実施や企業への専門家派遣をすすめるとともに、積極的に情報を提供し、働き方改革の推進に寄与してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### <香川県商工会議所連合会>

ほかの団体様と一緒にではありますが、人手不足が小企業、中企業、大企業問わずに苦しいようではありますが、中小企業、小規模事業者は人数が少なく、余裕が少ないので、打撃の深刻度がきついということでございます。局長が冒頭でおっしゃったように、我が国がそういう中でこれから成長していくために働き方改革を推進し、生産性を上げるしかないということございまして、そういう意味では働き方改革については法律がすでに作成等されてきましたので、認知度は向上してきているわけでございますし、さらにはこれを機会に、業界なり会社の魅力を向上していくチャンスとして利用しようという発想も出てきております。

しかしながら、実態としては今年から施行されております年次有給休暇の取得義務化、それから時間外労働の上限規制などですね、余力が少ない分、難しく、同一労働同一賃金、これは小規模事業者だけでなく、大企業も含めて、定義が分かりづらくて、準備が大変だという声強いのも事実です。我々としても、ほかの団体と同様、細かい周知、発信をしていくということで、お手元の資料にありますとおり、働き方改革の推進を重点事項と位置付けて、香川働き方改革推進支援センターと連携して、毎週1回、社会保険労務士による個別相談を実施しており、合計183回やらせていただいたり、セミナーですね、周知広報ということで、3回、89人の参加者で、理解と周知に努めているところでございます。

いずれにしても、働き方改革は、生きがいと生産性を向上することが目標でございますので、ある意味では我が国のこれまでの労働慣行を変えていく、そういう取組の一丁目一番地でございますので、そういうことを事業者の方々にしっかりと知っていただき、魅力ある職場を作っていくというところに取り組む必要があるんだろうと思います。

我々会議所としても関係機関と連携を図りながら、中小企業、小規模事業者の実情や、現場の声を踏まえて、さらに積極的に働き方改革を推進していきたいと考えております。

#### <香川県商工会連合会>

香川県商工会連合会では、本年度の事業計画の中に「働き方改革に向けた支援」を盛り込み、「役職員研修会」や「広報活動」、「専門家派遣による支援」、「補助金等を活用した生産性向上への支援」などに取り組んでおります。

まず、「役職員研修会」につきましては、5月28日開催の、役員研修会をはじめ、小規模事業者の労働時間管理や雇用管理などを盛り込んだ職員研修会を

実施したところです。

「広報活動」につきましては、全会員に配布している会報誌「マド」の令和元年5月号に、香川県が作成した「働き方改革取組事例集」についての記事を掲載したほか、毎号で啓発記事を掲載し周知しております。

このほか、各商工会へは、働き方改革に関する各種通知を発出し、会員事業所への周知の依頼を行ってきたところです。

また、「専門家派遣による支援」につきましては、各商工会では、経営指導員等による周知・相談を実施しておりますが、連合会としては、個々の事業者が抱える雇用や労働問題の経営課題に対して、社会保険労務士等の専門家を派遣し課題解決に向けた支援を実施しています。

「補助金等を活用した生産性向上への支援」につきましては、商工会地区の商工業者の大半は小規模事業者であり、新規の人材確保や賃金の引上げなどへの取組は、困難な事業者が多いことから、新規設備投資やIT化による生産性向上の支援が必要不可欠であります。このため、商工会では、小規模事業者の生産性向上のため「ものづくり補助金」や「IT補助金」等を活用した設備投資への支援や「小規模事業者持続化補助金」を活用した販路拡大などへの支援を実施しているところです。

以下、3点ほど要望させていただきます。まず、国では働き方改革を推進するために「時間外労働等改善助成金」や「キャリアアップ助成金」、「業務改善助成金」といった助成制度を創設しておりますが、より一層の活用が図られますよう要件の緩和や様式の簡素化等をぜひ図っていただきたい。

次に、各種補助金助成金は何れも単年度であるが、小規模事業者にとっては、単年度の助成では、経営基盤の改善に大きな効果が表れない場合が多いと考えられます。このため、各種助成制度について、小規模事業者枠を設けていただくとともに、3～5年程度継続して助成いただける制度の創設を要望いたします。

また、「働き方改革」が津々浦々の中小企業・小規模事業者に行き渡りますためには、実施に当たり商工会等の支援機関の支援が不可欠であり、各諸施策の実効性を上げますためにも我々支援機関に対する十分な予算措置と人員体制の強化を特に要望いたします。

<香川県中小企業団体中央会>

香川県中央会会長の国東でございます。

本会における働き方改革推進への取り組み状況につきまして、ご報告いたし

ます。

本会では、県下の中小企業振興に向け、適切な労働支援対策を実施することを目的に、昭和39年より、「中小企業労働事情実態調査」を実施しております。

本年の調査においても「経営上の障害」として、「人材不足」が56.4%、「労働力不足」が41.7%と上位を占めており、引き続き、深刻な人手不足の状況にあります。

こうした人手不足感が強い中での「働き方改革」への対応は、会員団体・所属企業にとっても喫緊の重要課題となっております。

本会での具体的な取組といたしましては、指導員向けの勉強会を皮切りに会員団体の事務局代表者や本会青年部を中心とした若手経営者・後継者を対象としたセミナーの開催のほか、会員団体が所属企業向けに開催するセミナーに対して、講師の派遣、経費の補助等の支援を行っております。

併せて、機関誌「かがわの中小企業と組合」への記事掲載並びにリーフレット等の同封は継続して実施し、これからも切れ目のない周知、支援を行います。

また「年5日の年次有給休暇の付与義務」について調査の結果、「知らなかった」とする14%の事業所に向けた周知を強化するとともに従業員が休暇を取得しやすい環境づくりに努めます。

併せて、働き方改革実現のための「生産性の向上」には、引き続き、ものづくり補助金等の施策を通じて中小企業の設備投資等への支援も実施していければと考えております。

来年4月からの時間外労働の上限規制への対応、更にその翌年の同一労働同一賃金への対応と、中小企業の取組はこれからが本番です。

こうした状況の中、今後とも、引き続き、会員団体を通じてその所属企業に情報提供を行うとともにセミナーの開催並びに開催支援等に努めてまいります。

以上で、本会の取組状況等に関する報告を終わります。

### <香川労働基準協会>

香川労働基準協会における昨年10月以降の働き方改革に関する取組についてご説明致します。

当協会は県内約2,500の会員事業場で組織されており、労働福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的として、普及啓発事業、教育講習事業、健診事業などを行っております。

1. の令和元年度の働き方改革推進に向けての取組方針とその明文化につい

てですが、当協会では、令和元年度事業計画の基本方針において、「本年 4 月から順次施行されます働き方改革関連法の時間外労働の上限規制や年 5 日の年次有給休暇の時季指定義務などに適切に対応する必要があります。このため、香川労働局及び労働基準監督署と連携して、働き方改革関連法の対応等について、機関紙「労基かがわ」や安全衛生・労務管理講習会等で情報提供や研修の機会の提供に努めてまいります。」と具体的に働き方改革の取組を明記し、事業場に対する働き方改革関連法の周知・啓発に努めております。

2. の働き方改革に関する周知、支援等の具体的取組についてですが、周知については、機関紙「労基かがわ」を毎月 5 日に 3,700 部発行しており、昨年 10 月号から働き方改革関連法の概要を 3 回に分けて連載したほか、働き方改革関連法の Q&A の掲載、香川県働き方改革推進支援センターの案内など働き方改革に関連する記事を別添のとおり毎月掲載し、周知を図っております。

普及啓発については、10 月に香川労働局と連携して、治療と仕事の両立支援を主な内容とする、香川健康づくり推進セミナーの開催や政府の働き方改革実現会議のメンバーである東京大学の水町教授を講師とする働き方改革セミナーの開催のほか、年間を通じて、各労働基準監督署と連携して、働き方改革関連法の説明会の開催など、働き方改革関連法に関するセミナー、講習会等を別添のとおり 34 回開催し、3,138 名に対して、働き方改革関連法の普及啓発を図っております。

3. の働き方改革関連法の全面施行に向けての中小企業・小規模事業者支援の具体策についてですが、昨年度の水町教授の講演が大変好評であったことから、今年度も 11 月 18 日に水町教授をお招きして働き方改革関連法等読み解きセミナーを開催することとしております。

今後とも、働き方改革の実現に向けて、周知・啓発に努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

#### <香川県社会保険労務士会>

香川県社会保険労務士会では、全国社会保険労務士会と協力しながら、長時間労働の是正や同一労働同一賃金等のリーフレットを作成し事業所に配布し、説明をしたり、働き方改革関連法に関するセミナーを開催したり、年次有給休暇管理簿ツールや労働生産性算定ツールをホームページからダウンロードして事業所で使っていただける仕組み作りを行っております。また、経営者協会様と協力しながら相談会を実施したり、ご依頼のあった企業に働き方改革の専門家として社労士を派遣しています。